

安全衛生

厚生労働省が除染以外の復旧・復興作業の放射線障害防止措置を策定

東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域の見直しにより、今後、周辺地域でインフラの復旧作業の開始や工場、病院施設の事業再開などが見込まれることから、厚生労働省は六月十五日、これらの業務にあたる労働者の放射線障害防止対策を盛り込んだ改正除染電離則を公布した。七月一日から施行する。あわせて改正除染電離則の内容をわかりやすくまとめたガイドラインも公表した。

政府は今年四月から福島第一原発周辺地域の避難指示区域の区分を再編。このうち年間被ばく放射線量が二〇ミリシーベルト以下の区域を「避難指解除準備区域」とし、住民の帰還を促すとしている。今後、同区域では、生活インフラの復旧作業や工場、病院などの再開が見込まれることから、現地で働く労働者の放射線障害防止措置の策定が急がれていた。

厚生労働省では「除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討委員会」（座長・森晃爾産業医科大学産業界実務研修センター所長）を設置し、一、二回にわたり検討を行ってきた。

改正除染電離則では、対象業務として、これまでの除染等業務に、除染特別地域等で放射性物質の濃度が一万ベクレル/kgを超える汚染土壌を取り扱

う業務（特定汚染土壌等取扱業務）を追加したほか、平均空間線量が二・五マイクロシーベルト/時を超える場所で行う除染等業務以外の業務（特定線量下業務）に就く労働者も新たに加えられた。

特定線量下業務に従事する者については、具体的には、①除染作業以外の生活基盤の復旧②製造業などの事業再開③病院、福祉施設などの再開準備④営農・営林の再開⑤不随する運輸作業——で働く人を想定しており、事業主が講ずるべき措置を定めた。

防止措置は大きく①被ばく低減のための措置②汚染拡大の防止③労働者教育、健康管理措置——に分けられる。

年間実効線量の上限を五〇ミリシーベルトに規定

被ばく低減のための措置については、労働者が受ける実効線量の上限を五年間で一〇〇ミリシーベルトかつ年間で五〇ミリシーベルトとした。その上で二・五マイクロシーベルト/時（週四〇時間、五二週で年五ミリシーベルト相当）を超える区域では、外部被ばくの線量を個人線量計で測定することを義務づけた。測定結果は三〇年間保存するとともに労働者に通知しなければならないとした。

また、二・五マイクロシーベルト/

時を超える場所で、高濃度粉じんの中で、五〇万ベクレル/kgを超える高濃度汚染土壌などを取り扱う作業に従事する労働者については、三カ月に一回、内部被ばくの測定を行わなければならないとし、高濃度汚染土壌以外の土壌を扱う場合であっても、スクリーニング検査を義務づけた。

作業を開始する前と作業期間中の二週間に一度、平均空間線量率を調査することも求めた。特定汚染土壌等取扱業務の場合は、同じタイミングでセシウムの濃度を調査することも義務づけられている。

二・五マイクロシーベルト/時を超える場所で、特定汚染土壌等取扱業務を行う場合は、作業前に作業届を労働基準監督署に提出することも定めた。さらに事前調査の結果に基づき、労働者の被ばく測定の方法、被ばく低減のための措置、労災が発生した場合の応急の措置などを含む作業計画を策定することや計画に基づき作業の指揮を行う者を決めることも求めた。

作業場の近隣に汚染検査場所の設置を

特定汚染土壌等取扱業務に就く場合の汚染拡大防止措置も策定。除去した土壌を収拾、運搬、保管する場合は、中身が飛散・流出するおそれがないよう

一定の要件を備えた容器を用いることを義務づけた。汚染検査所を設け、労働者が作業場から退出するときは、身体、衣服などの汚染検査を行わなければならないとし、一定以上の汚染が認められたときは、身体を洗うことも定めた。また、高い濃度の粉じんが発生する恐れがある作業または汚染土壌を取り扱う作業を行う場合は、防じんマスク、保護衣などを使用することも求めた。

労働者に対する特別な教育の実施も義務づけた。特定汚染土壌等取扱業務については、作業を指揮する者に対し、作業方法や作業者の配置、指揮の方法、異常における対処方法などについて教育する。特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者には学科と実技による特別の教育を施す。一方、特定線量業務従事者は学科教育のみが義務づけられる。

特殊健康診断の義務づけも

健康管理のための措置として、二・五マイクロシーベルト/時を超える場所で特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者には、雇い入れ時または配置替え時、その後六カ月に一回、定期的に被ばく歴などについて特殊健康診断を行うことを義務づけた。診断後、個人票を作成し、三〇年間保存するとともに、労働者に通知することも定めている。

このほか、健康診断の結果、放射線による障害の発生が明らかになった場合に講ずるべき対応策も盛り込まれている。

（調査・解析部）